

令和元年12月

大東市議会

定例会議会議案

提 出

令和元年11月28日

印刷物番号

3 1 - 6 1

も く じ

| | | |
|-----------|---|-----|
| 報告第 1 1 号 | 交通事故に係る専決処分の報告について----- | 1 |
| 報告第 1 2 号 | 訴えの提起に係る専決処分の報告について----- | 2 |
| 議案第 7 0 号 | 令和元年度大東市一般会計補正予算（第 5 次）について----- | 別冊 |
| 議案第 7 1 号 | 令和元年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次） について----- | 別冊 |
| 議案第 7 2 号 | 令和元年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）につ いて----- | 別冊 |
| 議案第 7 3 号 | 令和元年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 次）について----- | 別冊 |
| 議案第 7 4 号 | 令和元年度大東市水道事業会計補正予算（第 1 次）について----- | 別冊 |
| 議案第 7 5 号 | 大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について----- | 3 |
| 議案第 7 6 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について----- | 4 |
| 議案第 7 7 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について----- | 5 |
| 議案第 7 8 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について----- | 6 |
| 議案第 7 9 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について----- | 7 |
| 議案第 8 0 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について----- | 8 |
| 議案第 8 1 号 | 市道路線の認定について----- | 9 |
| 議案第 8 2 号 | 大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場及び大東市立テ ニスコートの指定管理者の指定について----- | 1 0 |
| 議案第 8 3 号 | 大東市附属機関条例の一部を改正する条例について----- | 1 1 |
| 議案第 8 4 号 | 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について----- | 1 3 |
| 議案第 8 5 号 | 大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例について----- | 1 5 |
| 議案第 8 6 号 | 大東市下水道条例及び大東市排水設備工事に係る責任技術者 及び指定工事店に関する条例の一部を改正する条例について----- | 2 5 |

報告第11号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和元年9月5日 |
| 2 損害賠償の相手方 |   |
| 3 損害賠償の額 | 金1,469,865円 |
| 4 損害賠償の理由 | 平成31年1月18日東大阪市水走四丁目6番25号の東大阪都市清掃施設組合敷地内において、本市自動車（環境課）が停止しようとしたところ、誤って前進したため、停車していた相手方が乗車する自動車に接触し、相手方を負傷させたので、これに対する人身に係る損害を賠償するため。 |

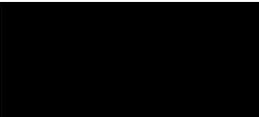
報告第12号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和元年8月21日 |
| 2 事 件 名 | 大阪地方裁判所令和元年(ワ)第8150号 建物明渡等請求事件 |
| 3 訴えの相手方 |  |
| 4 訴訟物の価格 | 金1,468,407円 |
| 5 請求の趣旨 | (1) 建物を明け渡せ。 (2) 344,600円及び令和元年6月29日から本件建物明渡済に至るまで月額146,200円の割合による金員を支払え。 (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。 |
| 6 訴えの理由 | 長期にわたり市営住宅家賃を漫然と滞納したため。 |

議案第75号

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 橋本 正幸氏の任期が、令和2年3月23日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年11月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 橋 本 正 幸
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
昭和53年 4月 ～ 平成16年 3月 大東市奉職
平成19年 5月 ～ 現在 保護司
平成23年 3月 ～ 現在 大東市固定資産評価審査委員会委員

議案第77号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 橋川 加代子氏の任期が、令和2年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年11月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 橋 川 加 代 子 |
| 生年月日 | ██████████ |

| | |
|---------------|--------|
| 公 職 歴 | |
| 平成14年 5月 ～ 現在 | 人権擁護委員 |

議案第78号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 加戸 夕起子氏の任期が、令和2年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年11月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 加 戸 夕 起 子 |
| 生年月日 | ████████████████ |

| 公 職 歴 | | |
|----------|------------|--------|
| 平成13年12月 | ～ 平成19年11月 | 民生委員 |
| 平成13年12月 | ～ 平成19年11月 | 児童委員 |
| 平成17年 7月 | ～ 現在 | 人権擁護委員 |

議案第79号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 間野 功雄氏の任期が、令和2年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年11月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | ████████████████████ |
| 氏 名 | 間 野 功 雄 |
| 生年月日 | ████████████████ |

| | |
|---------------|--------|
| 公 職 歴 | |
| 平成26年 7月 ～ 現在 | 人権擁護委員 |

議案第80号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 松川 正義氏の任期が、令和2年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年11月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

[Redacted]

氏 名

松 川 正 義

生年月日

[Redacted]

公 職 歴

| | | | | | |
|-------|----|---|-------|----|--------|
| 昭和50年 | 7月 | ～ | 平成28年 | 3月 | 大東市奉職 |
| 平成29年 | 7月 | ～ | 現在 | | 人権擁護委員 |

議案第 81 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 28 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- 1 大東町 4 号線 (起点) 大東市大東町 1 1 0 番 1 3 先
(終点) 大東市大東町 1 1 0 番 4 先

- 2 灰塚二丁目 8 号線 (起点) 大東市灰塚二丁目 1 1 1 8 番 7 先
(終点) 大東市灰塚二丁目 1 1 1 8 番 6 先

- 3 諸福一丁目 7 号線 (起点) 大東市諸福一丁目 6 3 2 番 3 先
(終点) 大東市諸福一丁目 6 3 2 番 6 先

理 由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定により築造された開発道路及び本市へ無償寄附された道路を市道として認定するため。

議案第 82 号

大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場及び大東市立テニスコートの指定管理者の指定について

大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場及び大東市立テニスコートの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 28 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立市民体育館 大東市立龍間運動広場 大東市立テニスコート |
| 2 指定管理者 | 大阪市港区田中三丁目 1 番 40 号 一般財団法人大阪スポーツみどり財団 |
| 3 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

議案第 83 号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき本市が設置する市長の附属機関を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市総合計画・総合戦略審議会の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------------|--------------------------------|-------|
| 大東市庁舎の在り方 等に関する審議会 | 市庁舎の在り方及び機能につ いての調査審議に関する事務 | 15人以内 |
|-----------------------|--------------------------------|-------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 8 号）に誤りがあり、正誤表が公表されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第50条中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に、「同じ。）」を「同じ。）について」に改め、「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」を「及び第19条において」に、「特定教育・保育提供証明証」を「特定教育・保育提供証明書」に、「特定地域型保育提供証明証」を「特定地域型保育提供証明書」に改める。

第51条第3項中「第50条」を「前条」に改め、「。次条第3項において同じ」を削り、「までを含む」の次に「。次条第3項において同じ」を加える。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市において幼児教育・保育の無償化の対象とする認可外保育施設が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準を定めるため。

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（6人以上認可外保育施設に係る基準）

第3条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの（以下「6人以上認可外保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格については、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 保育に従事する者の総数は2人を下回ることができないものとし、かつ、当該者の数は、満1歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上であること。
- (2) 保育に従事する者の総数のおおむね3分の1以上は、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。
- (3) 保育に従事する者のうち、保育士でないものについて、保育士、保母、保父その他

これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。

2 6人以上認可外保育施設に係る保育室等の構造、設備及び面積については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 小学校就学前子どもの保育を行う部屋（以下「保育室」という。）、調理室（給食を施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当を持参している場合その他の場合にあつては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所を備えていること。

(2) 保育室の面積は、小学校就学前子ども1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。

(3) おおむね1歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所は、おおむね1歳以上の小学校就学前子どもの保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保されていること。

(4) 保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。

(5) 便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できるものであること。

(6) 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。

3 6人以上認可外保育施設に係る非常災害に対する措置については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

(2) 非常災害に対する具体的な避難計画が立てられていること。

(3) 非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。

(4) 保育室を2階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが出入りし、又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。

(5) 前号に規定する場合で、当該建物が次のア及びイのいずれも満たさないものであるときは、第1号に規定する設備の設置及び第3号に規定する訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子ども避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。

| 区分 | 設備 |
|-----|---|
| 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |

(6) 保育室を3階以上に設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 次の表の左欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子ども避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

| 階 | 区分 | 設備 |
|------|-----|---|
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 |

| | | |
|-----|---|--|
| | | 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| 避難用 | 1 | 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） |
| | 2 | 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 |
| | 3 | 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ 次のいずれかに該当する場合を除き、調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。

(ア) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

エ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること。

オ 保育室その他小学校就学前子どもが出入りし、又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

4 6人以上認可外保育施設に係る保育の内容等については、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。
- (2) 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。
- (3) 小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、実施されていること。
- (4) 小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。
- (5) 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。
- (6) 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる当該施設の長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。
- (7) 保育に従事する者が保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。
- (8) 小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。
- (9) 小学校就学前子どもの身体、保育中の様子、家族の態度等から虐待等の不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。
- (10) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。
- (11) 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。
- (12) 保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等、適切に対応されていること。

5 6人以上認可外保育施設に係る給食については、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

- (2) 小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。
 - (3) あらかじめ作成した献立に従って調理が行われていること。
- 6 6人以上認可外保育施設に係る健康管理及び安全管理については、次に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が、登園及び降園の際に行われていること。
 - (2) 身長及び体重の測定等、基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。
 - (3) 継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び1年に2回実施されていること。
 - (4) 職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されていること。
 - (5) 調理に携わる職員の検便がおおむね1月に1回実施されていること。
 - (6) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。
 - (7) 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われていること。
 - (8) 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。
 - (9) 満1歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。
 - (10) 保育室での禁煙が厳守されていること。
 - (11) 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。
 - (12) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
 - (13) 不審者の立入防止等の対策及び緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。
 - (14) 提供する保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。
 - (15) 提供する保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
 - (16) 提供する保育サービスを利用しようとする者からの利用の申込みがあったときは、

その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われていること。

(17) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

(5人以下認可外家庭的保育施設に係る基準)

第4条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの人数が5人以下であり、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とするもの（以下「5人以下認可外家庭的保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上であること。

(2) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

2 5人以下認可外家庭的保育施設に係る保育室等の構造、設備及び面積については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育室のほか、調理設備（施設外で調理している場合その他の場合にあつては、必要な調理機能）及び便所があること。

(2) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

3 前2項に定めるもののほか、5人以下認可外家庭的保育施設は、前条第1項第3号、第2項第4号及び第5号、第3項第1号及び第3号、第4項第1号から第12号まで、第5項第1号から第3号まで並びに第6項第1号から第17号までに掲げる基準を満たすものとする。

(複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る基準)

第5条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであつて、保育に従事する者を複数雇用しているもの（以下「複数雇用認可外居宅訪問型保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数は、小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上とする。

- 2 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る保育に従事する全ての者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。
- 3 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第3号、第3項第3号、第4項第1号から第4号まで及び第6号から第11号まで並びに第6項第1号、第4号及び第7号から第17号までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同項第1号中「登園及び降園」とあるのは「保育サービスの提供」と、同項第14号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。

(その他認可外居宅訪問型保育施設に係る基準)

第6条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設以外のもの（以下「その他認可外居宅訪問型保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数は、小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上とする。

- 2 その他認可外居宅訪問型保育施設に係る保育に従事する全ての者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。
- 3 その他認可外居宅訪問型保育施設は、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、その他認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第3号、第3項第3号、第4項第1号から第4号まで及び第6号（後段を除く。）から第11号まで（第9号を除く。）並びに第6項第1号、第4号及び第7号から第17号までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同項第1号中「登園及び降園」とあるのは「保育サービスの提供」と、同項第4号中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、同項第14号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。

議案第 86 号

大東市下水道条例及び大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店
に関する条例の一部を改正する条例について

大東市下水道条例及び大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

上下水道事業管理者の権限に属する事務である下水道排水設備工事責任技術者の登録に
係る事務が、令和 2 年 4 月 1 日から大阪府下水道協会にて一元化され、運営されることに
伴い、所要の改正を行うため。

大東市下水道条例及び大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店
に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市下水道条例の一部改正）

第1条 大東市下水道条例（平成9年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第9条」を「第5条」に改める。

第22条第1項中「次の各号に掲げる事務」を「指定工事店の指定」に、「当該各号に定める」を「1件につき11,000円の」に改め、同項各号を削る。

（大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例の一部改正）

第2条 大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「登録及び指定工事店の決定」を「登録の取消し等の求め及び下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の携帯並びに指定工事店の指定」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から責任技術者証の交付を受けている者をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

（責任技術者登録の取消し等の求め）

第3条 管理者は、責任技術者が下水道に関する法令（条例を含む。第6条において同じ。）の規定に違反する行為その他の不正又は不誠実な行為を行ったときは、その登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。

2 前項の規定による登録の取消し又は効力の停止により、責任技術者が被った損害については、管理者はその責を負わない。

(責任技術者証の携帯)

第4条 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第5条から第8条までを削り、第9条を第5条とし、第10条を第6条とする。

第11条第1項第2号中「第9条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第12条を第8条とする。

第13条第3項中「第11条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第14条を第10条とし、第15条から第18条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例第3条に規定する責任技術者の登録を受けている者は、当該登録に係る有効期間内に限り、第2条の規定による改正後の大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例第2条第1号に規定する責任技術者とみなす。